

令和8年度 上島町町内活性化チャレンジ交付事業

本補助金では、町内に新たな需要を生み出すこと、町内にあるサービスやその仕組みを改善すること、外部需要の取込み・発展させることなどの地域課題の解決に資する町内事業者や町外から参入する事業者に対し、必要な経費の一部を補助することを目的に実施します。

申請期間：令和8年4月28日（火）から令和8年6月30日（火）まで

補助金の額：上限200万円 件数：2～3件程度

補助率：補助対象経費の2分の1

◎ 補助対象となる各要件（一部抜粋）

補助対象期間：交付決定後から令和9年3月1日（月）まで

補助対象事業：次の条件を全て満たす事業

①町内に新たな需要やサービスを提供するなど、地域課題の解決に資する事業であること

②公序良俗に反する起業等でないこと

補助対象者：次の条件を全て満たす者

①町内で事業を営む者や町外から参入し町内で事業を営む者

②町内の事業用に供する事務所や店舗等を置いている者又は置く予定の者

③町内に居住している代表者又は責任者

④町税等を滞納していない者

⑤補助金交付後半年以内に事業活動を実施できる者

補助対象経費：設備費・改修費・店舗等借入費・研究開発費・広告宣伝費・従業員の教育訓練費

◎ 提出書類：交付申請書・事業計画書・経費書類（見積書写し）・誓約書など

※詳しくは、募集要項や要綱をご確認ください。

◎ 申請方法：観光戦略課（せとうち交流館）への郵送または持参

◎ お問い合わせ：上島町観光戦略課（せとうち交流館） ※8：30～17：15

〒794-2506 上島町弓削下弓削1037-2 TEL:0897-77-2252 FAX:0897-77-2292